

記載要領等	賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書
-------	--

《使用目的》

この承認申請書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第 5 項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から 1 年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

《提出期限》

この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内です。

《記載要領等》

- この申請書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この申請書の本文中の※ 1 から※ 3 までの箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※ 1	※ 2	※ 3
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロに掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】	
		第 3 項	第 3 項
		【農園用地貸付けを行っていた場合】	
		第 4 項	第 5 項
耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第 3 項	第 3 項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 7 条第 2 項の規定による同法第 4 条第 1 項の認定の取消し	計画認定の取消し		
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	第 6 項	第 7 項
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する場合	承認の取消し		

＜賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書
記載要領等＞

合を含みます。)の承認の取消し		第6項	第7項
市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消し	認定の取消し		
租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止		
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条第2号の協定の廃止	協定の廃止		

- 3 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 「3 新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項」の「新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- 5 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- 6 この承認申請書の添付書類は「『賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書』の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。